

議員提出議案第 5 号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎 様

（提出者）

宝塚市議会議員	大 川 裕 之
同	池 田 光 隆
同	藤 岡 和 枝
同	大 島 淡紅子
同	寺 本 早 苗
同	田 中 こ う

宝塚市議会規則第 号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則

宝塚市議会会議規則（昭和 33 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「疾病、出産、出産の立会いその他の事由」を「疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、10 週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 66 条の 2 中「疾病、出産、出産の立会いその他の事由」を「疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、10 週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第 82 条第 1 項中「起立による表決」を「表決」に改める。

第 82 条の次に次の 1 条を加える。

(電子採決システムによる表決)

第 82 条の 2 前条第 1 項及び第 88 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

2 議長が電子採決システムにより表決をとるときは、出席議員数を報告し、表決宣告の際、議場にいない議員の議席番号を点呼した後、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれかを押すことを求めるものとし、この場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

3 議長が表決の終了を宣告した時点で、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない出席議員は、反対のボタンを押したものとみなす。

4 議長は、第 3 項による表決の終了を宣告したときは、賛成の多少を認定して表決の結果を宣告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。